



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

○ 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

平成23年6月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び平成24年5月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	新 垣 哲 治
沖縄県監査委員	渡 久 地 修

—平成22年度包括外部監査報告にかかる分—
〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

1 平成15年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査結果	〈産業振興公社・台北事務所及び福州事務所運営費について〉 海外活動調査費の旅費日当の支給が不合理であり、精算する必要がある。	沖縄県産業振興公社では、平成17年4月に旅費規程を整備し下記のとおり取り扱っている。 第5条 海外事務所職員が在勤地域内に出張する際の日当の額は、旅費規程の県内旅行費及び外国旅行費を準用する。 2 海外事務所職員が在勤地域内において、日帰り出張を行う際の日当は一日当たり700円とする。 3 海外事務所職員が宿泊を要する出張を行う際は、外国旅行費を適用する。 (質問) 精算は行	措置を講じたことについては、外部監査人の意見は、特当と認められていない。また、(公財)沖縄県産業振興公社では、それまで「沖縄県職員の旅費に関する条例」等に準じて旅費日当を支給していたが、同条例等が社会経済事情の変化への適正化等のため平成15年に改正されている。その後、同条例等の改正趣旨に沿って平成17年4月に旅費規程を整備し、海外事務所所在国内の日帰り旅行の日当を甲地方及び丙地方はそれぞれ4,200円及び3,800円支給していたものを、一律700円に支給する方針に変更している。	商工労働部産業政策課	

	<p>われましたか。行われたのであれば、サンプルを示してください。</p> <p>→平成15年度は、例に支給している。該条外規定内用とっての当と華指なく、づきををであるため、年度でっっていない。</p> <p>現在は前記したり規程に基づき取り扱っている。(別添参照)</p>			
監査結果	<p>＜補助金の検査＞ 補助金額確定に先立つ調査が不十分(チェックリストの作成が必要)。</p>		<p>措置を講じたとは評価できない。</p>	<p>各補助金の所管課において、チェックリストを作成済み。</p>

2 平成16年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査結果	<p>＜県立芸術大学＞ (6)県立芸術大学の施設整備に関して約64億円の県債が発行され、平成15年度までに20億円が償還されて残高は44億円となっている。そして、開学から平成15年度までに13億円の県債利子が支払われている。</p> <p>この県債について、安い利率への借り換えを試算をしたところ、約4億円の金利負担の軽減できた可能性がある。従って、制度上可能な限り借り換えを実施して金利負担の軽減を図る必要がある。</p>	<p>【平成18年5月16日付け公報第3455号】 借り換え試算の対象となっている平成6年度発行の2つの県債は、旧大蔵省資金運用部(現財政投融資資金)から借り入れた政府資金である。当借入分については、平成13年度の財政投融資改革後も、繰上償還が認められたいため、借り換えの実施は難しい。</p> <p>【その後の状況等】 借り換えの実施は制度上認められないため、行っていない。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。包括外部監査上の可能な限り付上措置を自體は取れない。</p>	<p>監査の意見は、沖縄県立芸術大学の施設整備のために発行した県債の借り換えを求めている。その趣旨は、金利負担の軽減を図るという観点から、制度上可能であれば、安い利率への借り換えを行うべきであるということであると考えられるが、借り換え試算の対象となっている平成6年度発行の2つの県債は、旧大蔵省資金運用部(現財政投融資資金)から借り入れた政府資金であり、当借入分については、平成13年度の財政投融資改革後も、借り換えによる繰上償還が原則として制度上認められていないため、措置を講じることができない。</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課

<p>監査結果</p>	<p>〈県立芸術大学〉 (9) 工事請負契約について、随意契約について相見積の意義が骸化して相見積の金額基準により相見積業者数を比例させ多設けるべきである。委託契約について、ほぼ98パーセント以上の確率で落札されているの点から、指名競争入札制度において、競争談合が行われているかという疑問がある。そこで、談合防止の諸施策を再検討する必要がある。</p>	<p>【平成18年5月16日付け公報第3455号】 随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に準拠し、中々率性、効率性を勘案し、見積り業者数を競争入札の執行に防壁として行っているの観点から、現場説明を行うか、書類送付等々を検討する。</p> <p>【その後の状況等】 随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に準拠し、中々率性、効率性を勘案し、見積り業者数を競争入札の執行に防壁として行っているの観点から、現場説明を行うか、書類送付等々を検討する。</p>	<p>措置を講じて、評価を求め、工事費は、請求額を包括して、自主的に監視する。また、工事費は、請求額を包括して、自主的に監視する。</p>	<p>監査の意見は、沖縄県立芸術大学の工事請負契約の締結を求めている。その趣旨は、コスト削減を念頭に置き、自主的に設定が求められることである。1出先機関である県立芸大において、自主的に実施に努める一方、現明会を講じている。</p>	<p>文化観光スポーツ文化振興課</p>
-------------	---	--	---	---	----------------------

3 平成18年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する監査人の評価		
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 自転車競技場は一般の利用を想定したものではないが、県の施設である以上、有効利用に努めるべきである。</p>	<p>平成18年当時自設後20年を経た自転車競技場は、舗装面に亀裂や凹凸が生じ走行に不適切な状況が認められ、平成21年度に改修工事を行った。自転車競技場は、最大路面傾斜角度が32度あり、一般の利用は危険であることから、県自転車競技連盟に所属する選手が適当と認められた選手の手配を、</p>	<p>未措置。どのようにしての自普及・振興の方針や方策が明示され、措置を講じたかについては、</p>	<p>監査の意見は、自転車競技の普及・振興の方針や方策について再度の検討を求めている。その趣旨は、県有施設のさらなる有効利用の具体的な方策について県が行うべきものであるという考えである。県としては、「ツール・ド・おきなわ」や「美ら島オキナワCenturyRun」、離島で開催されるサイクリングイベントへの共催、後援などを行うことで、自転車競技の普及・振興を図っている。また、当該イベント参加者が自転車競技場で練習しているなど、有効利用に資</p>	<p>文化観光スポーツ文化振興課</p>

		<p>課と自転車競技連 盟と合意し、お りま普及・振興を の普このの向上に 図るののの存で 利用途ののの げていく所 ります。</p> <p>公表の方法につ いて 平成22年1月に 日本自転車競技連 盟の公認に公表 された。</p>		<p>ていると判断している。</p>	
<p>監査結果</p>	<p>〈県総合運動公園〉 重複予約による減収が あるので、重複予約を解 消する努力が求められ る。</p>	<p>平成21年4月か らは、原則重複予 約を認めていない。</p>	<p>措置がなさ れたといえる。 公表無しと しているが、 平成20年5月2 3日公報号外22 号で措置の 内容が公表さ れており、監 査対応が不 適切である。 また、号外 では平成19 年度から行 った説明と 説明が一致 しない。</p>	<p>公表の有無等について は、適切に把握してい く。号外と今回の指 摘回答が異なるのは、 平成21年4月より前 の指定管理者である (財)沖繩公園・スポ ーツ振興協会が解散 したためであり、平 成21年度より平成 22年度より実施し ている。</p>	<p>土木建築 部都市計 画・モノ ール課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県総合運動公園〉 現在、施設利用料が 免除された場合、同時 に実費分(電気料、空 調費)も減免される。 当該実費相当分は指 定管理料に含まれ、結 局、指定管理者が指 定管理料の活用によ る経費削減を目的と して、免除した実費 相当分を指管理料(公 的支出)で補うこと は適切で、利用者に 対する負担は適当な 範囲内である。</p>	<p>沖繩県都市公園 条例第15条の規 定による事項であ るため、指定管理 料を算定するにあ たって考慮してい る。</p>	<p>措置を講じ たい。監査人 の見解は、指 定管理料の 削減が、実 費削減の 目的とす るべきで ない。指 定管理料 の削減は、 実費削減 の目的と して、指 定管理料 の削減を 行うこと は適切で ない。</p>	<p>監査の意見は、指 定管理料の削減に 関する実費相当分 の徴収を再検討す る必要がある。指 定管理料の削減は、 民間サービスの利 用促進を目的とし て、実費削減の目 的と一致しない。 指管理料(公的支 出)で補うことは、 経費削減の目的 と一致しない。 指管理料の削減は、 民間サービスの利 用促進を目的とし て、実費削減の目 的と一致しない。 指管理料(公的支 出)で補うことは、 経費削減の目的 と一致しない。</p> <p>理由1. 学校等の公 的機関が実費相当 分を公費負担する 事となり、結果的 に公費削減には寄 与しない。利用す る生徒からの徴収 を考慮している学 校関係者もいる こと。 理由2. このような 現状では、指摘ど おりの対応を実施 した場合、学校等 の公的機関の理 解は得られない。</p>	<p>土木建築 部都市計 画・モノ ール課</p>

				<p>と判断。 理由3. 九州各県に、本課題について質問し対応状況を確かめたところ、長崎県を除く6県で公的に公園施設を利用し減免対象になっている団体からは実費経費についても減免している状況にあること。 理由4. 施設利用に係る実費経費(電気料、空調料)を徴収するためには、施設ごとに電気メーターを設置し利用する経費や、電気使用量の計量や徴収の為人件費等も発生し、大きな経費節減が見込めないこと。</p> <p>都市公園は、これを設置及び管理すること、公共の福祉の増進に資することを目的としており、学校や地方公共団体等が公益上の目的のため公園を使用する場合の施設使用料の実費の減免は、都市公園の目的をより推進しているものと考えられる。従って、学校の授業又は地方公共団体が公益上の場合、実費もあわせて減免する必要がある。</p>	
<p>監査結果</p>	<p>〈首里城公園〉 実際の管理区分と経費の負担が一致していない。実態にあった適切な部門費用計算を行うことが必要である。</p>	<p>平成19年からは、実際の管理区分にあった部門別管理を適切に行なっている。</p>	<p>措置がなされたとはいえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容及び公表しており、対応が不適切である。なお、公報号外では説明が適切に行われていないが、部門別計算がなされている点については、監査人との意見もあらず、明確に欠ける。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。また、実際の管理区分に沿った配置人員を積算していることから、部門別管理を適切に行っているとした。</p>	<p>土木建築部 都市計画・モノレール課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈首里城公園〉 指定管理者の選定に関する国管理部分と県管理部分の一元管理を理由として、公募による任意指定しているが、一元管理のメリット、デメリットを明らかにすべきである。</p>	<p>平成21年からは、公募を実施している。</p>	<p>措置がなされたとはいえる。平成20年5月23日公報号外22号で左記内容の説明が一致していない。監査対応が不適切である。なお、公報号外では、一</p>	<p>監査の指摘事項に対し組織的に進捗管理していない。今後は適切に把握していく。一元管理が望ましいことであるが、平成21年度から国管理部分も公募を検討した結果、公的施設に関する指定管理者制度の運用方針原則どおり一般公募を実施した。</p>	<p>土木建築部 都市計画・モノレール課</p>

			<p>つ管たの適か討判、れ左にな記、程あ よがっ来がる検で旨さ、募にな記、程あ に体な従管えにえきなが、公と果いての課で 募団とに運行重うべがるはこ結れの間瞭 公他者合理に慎たす明いであるたさの不明 般て理場管正をし断説て記よっ載そがる。</p>		
監査結果	<p>〈首里城公園〉 公園内設置の売店につ いて、業者選定は公平に する必要がある。</p>	<p>次期選定は公募 する方針である。</p>	<p>左記で は措 置講し ていい なるおと し募 よがるの公 方 のが決 定は えさる 置と きこ され で。 るこ と が。</p>	<p>次期選定は公募する方針 である。</p>	<p>土木建築 都市計 画・モノ レー ル課</p>
監査意見	<p>〈沖縄自由貿易地域（那覇 地区）〉 独立採算を原則とするの 自由貿易地域が、例えれば 管理運営事業に例えられる 状況である。このようにな 況において一般企業に支 多額の繰り入れ（支援）を を続けるためには、合理的 的なる（再建）計画が必要 であるが、今のところ明 確な計画はない。この度か 指し、管理運営コストの削 減が見込まれているにも乗 ることとはできないと思わ れる。特別会計への一般 財源繰入の必要性に て、今後、施設のあり方 について抜本的な議論が 必要である。</p>	<p>沖縄県行政改革 プランに基づく 平成19年3月中 期特別会計（平 成19年度、HP上 の平成19年度） が策定された。展 示された企業用 途等、見直しに 入る計画は、早 期に実現に向け 、調整を図ると なっている。【平 成20年5月23日 付公表】</p>	<p>未措置は監 意見は改善 の支改革の は、施の論 なる方、議の の、的性、 本、の要、 必、のい、 て、人面、 め、に。</p>	<p>自由貿易地域の 発展については、 拠点集積の促進 を図るとともに、 国際貨物ハブの 活用を図るとし て、国産品の出 荷を促進する 施策を講じてい る。</p>	<p>商工労働 部企業立 地推進課</p>
監査意見	<p>〈沖縄自由貿易地域（那覇 地区）〉 施設の設置目的が達成 されており、現状と今 後のあり方を説明 する必要がある。</p>	<p>自由貿易地域は、東 市は、中心に位置 する本県の地理的 優位的な優位性を 加工集積を図ると 設置した海・航 空物流ネットワーク の整備など、初期 効果が十分にある ことに加え、今後 の成長を促すこと が、本市にとって 重要な課題である ことである。【平 成18年1月より、</p>	<p>措置は左記 の通りである。 左記の内容は、 「検査」として 実施する。検査 の結果、必要と 認められれば、 左記の内容を実施 する。</p>	<p>自由貿易地域の 発展については、 拠点集積の促進 を図るとともに、 国際貨物ハブの 活用を図るとし て、国産品の出 荷を促進する 施策を講じてい る。</p>	<p>商工労働 部企業立 地推進課</p>

	<p>那覇国際コンプレックスターター、また平成19年7月には、那覇空港の国際物流拠点形成に日本基本法等、物流環境が大きく変化している。今後新たな動きを踏まえて、地域等について検討していきたい。 【平成20年5月23日付け公報号外第22号にて公表】</p>	<p>一をはじめとする物流関連施設の整備をすることとしている。</p>
--	---	-------------------------------------

4 平成19年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容			平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容及未措置理由は	当初の措置内容等に対する監査人の評価	
監査意見	<p>〈公社の組織のあり方について〉 公共事業の大幅な削減により、事業の前提となる用地買収自体が減少しているなかで、今後とも社がその業務を担ってき必要が乏しくなっている。あつせん事業は赤字構造。現状のままで行けば、将来的には解散せざるを得ない状況に至ると考えられる。豊崎プロジェクトの黒字であつせん事業の赤字を補填して組織の存続を図ることは、問題点を先に解決する方向で検討すべきである。</p>	<p>土木建築部は、平成20年11月に「土地開発公社の活用について」をまとめた。今後は、あつせん事業の黒字を確保し、あつせん事業の赤字を補填して組織の存続を図ることは、問題点を先に解決する方向で検討すべきである。</p>	<p>包括外部監査人が、土地開発公社の活用について、あつせん事業の黒字を確保し、あつせん事業の赤字を補填して組織の存続を図ることは、問題点を先に解決する方向で検討すべきである。</p>	土木建築部用地課
監査意見	<p>〈公社の組織のあり方について〉 公社の今後の組織のあり方については、県以外で第三者を交えた組織立ち上げ、今後のあり方を議論する必要がある。</p>	<p>公社のあり方については、平成20年1月に「土地開発公社の活用について」をまとめた。今後は、あつせん事業の黒字を確保し、あつせん事業の赤字を補填して組織の存続を図ることは、問題点を先に解決する方向で検討すべきである。</p>	<p>指摘・意見には、あつせん事業の黒字を確保し、あつせん事業の赤字を補填して組織の存続を図ることは、問題点を先に解決する方向で検討すべきである。</p>	土木建築部用地課

	<p>ちで、補助金がかさ上げされているものがある。上乗せ補助は、県と受益者（市町村）との役割分担をどのように調整するのか、ということになる。地方分権が進められている現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論する必要がある。</p>		<p>県のみがほとんどである。本県では、離島住民の生活に不可欠な離島航空路の確保・維持のためには、国、県及び地元町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であるとの考えのもと、一定の負担を地元町村へも求めているところである。県と地元町村の負担割合については、本事業の対象となる離島町村は財政基盤の脆弱な小規模離島であり、県としても離島住民の生活利便性の向上及び地域振興を図る必要があることから、適正なものと考えている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 上乗せ補助は、過年度より政策的に実施されているものだが、今まで大きな見直しは行われていない。 赤土加算 予め、率として一律に予算に加算する方法は、合理的なものとは思われない。 離島加算 離島で実施されている事業の多くは、離島振興のためのものである。その上さらに一律に補助金を上乗せする今の方法では、地元住民とそれ以外の住民との負担の公平性に欠ける。 この他にも、企画部や福祉保健部、観光商工部の県単補助金の中にも、国の補助金と強調して、あるいは上乗せするか、たちで、補助金がかさ上げされているものがある。上乗せ補助は、県と受益者（市町村）との役割分担をどのように調整するのか、ということになる。地方分権が進められている現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論する必要がある。</p>	<p>未措置。早急な対応が求められる。</p>	<p>農林水産部では、平成21年度に策定した「県費上乗せ補助に対する今後の方針」に基づき、離島加算・赤土加算を除き、基本的に県費上乗せ補助は、平成24年度新規採択地区から見直すこととしている。 なお、一部の事業は、平成22年度及び平成23年度から、県費上乗せ補助の見直しを実施している。</p>	<p>農林水産部 農林水産企画課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 上乗せ補助は、過年度より政策的に実施されているものだが、今まで大きな見直しは行われていない。 赤土加算 予め、率として一律に予算に加算する方法は、合理的なものとは思われない。 離島加算 離島で実施されている事業の多くは、離島振興のためのものである。そ</p>	<p>未措置。早急な対応が求められる。</p>	<p>沖縄県高年齢者就業機会確保事業補助金については、既に措置を行い、その状況を平成22年12月24日付け沖縄県公報により公表済みである。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>

	<p>の上さらに一律に補助金を上乗せする今の方法では、地元住民とそれ以外の住民との負担の公平性に欠ける。</p> <p>この他にも、企画部や福祉保健部、観光商工部の県単補助金の中にも、国の補助金と強調して、たあるいは上乗せするかで、補助金がかさ上げされているものがある。上乗せ補助は、県と受益者（市町村民）との役割分担をどのように調整するのか、ということになる。地方分権が進められつつある現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論する必要がある。</p>				
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 未だに、会計処理団体が当性を欠いている行為が多い。このような粉飾が行われていることは極めて問題。一定の基準を越える外郭団体については毎年、それ以外の団体に比べても3年に1回程度第三者等計士監査を義務づけるべきである。</p>		<p>未措置。早急な対応が求められる。</p>	<p>公社等外郭団体の今後の役割については、新沖縄県行政改革プラン（平成22年3月）に基づき、県行政として必要と自立度の観点から検証を行い、公明等ごとに今後のあり方を明らかにした上で、今後の関与について見直しを行っているところである。</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 外郭団体と県との役割分担が極めてあいまいである。県は外郭団体に、毎年多額の事業費補助を実施。実態は、さまざまな事業を県職員の派遣と抱き合わせる外郭団体という点もあける。この点に関して、外郭団体から、補助事業は、本来、県が行うべき事業であるとして、行わせるべきものであるという意見もあつた。</p>		<p>未措置。早急な対応が求められる。</p>	<p>公社等外郭団体の透明性の確保については、平成15年度に沖縄県公社等経営委員会を設置し、平成16年度から平成21年度にかけて当該委員会による第三者評価を実施したところである。</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 100万円超の引当不足の外郭団体を調査したところ、以下の通りであった。（外郭団体）財産法人沖縄観光コンベンションビューロー（決算期）平成20年3月末（引当不足額）▲1億8,471万8,000円 県は指導監督すべき立場として財源不足にどのように対処していくのか、早く結論を出すことが強く求められる。</p>	<p>沖縄観光コンベンションにおいて引当不足の職員給与引当金の引当不足額が、退職給付引当金の引当不足額に比べて計上する退職給付引当金の引当不足額を確保する必要があること認識</p>	<p>措置したときの評価が、改善の方向で取り組むことができる。</p>	<p>指摘年度以降、着実に引当不足額は減少しており、今後も引き続き毎年計画立てるよう指導し、引当不足額の縮小に努めていく。</p> <p>平成24年3月末（引当不足額） 72,853千円（対前年度26,472千円減）</p>	<p>文化観光部観光政策課</p>

		<p>島の者の管轄のもて 本島業務等維持業者による が、離島施設や業務による 格差や施設や業務による 価格は、模範投資等、境 価は、模範投資等、境 ソリ、高規貯経と営 ン、高規貯経と営 より、市場数、設 ン、高規貯経と営</p>			
<p>監査結果</p>	<p>＜妊婦H I V母子感染防 止事業＞ H I V抗体検査は民間 医療機関で行われている。 医療機関で医師会が事務 機かし医師会が事務手 を徴収するのは民間医 機関からのみ。 一民間医療機関は検査 一件あたり130円を医師 に払っている。民間機 間医療機関と公的医療 取額が異なる。是 正が必要である。毎 年必ず事務手数料 同額の「人件費及び 自然。沖縄県は人 び需用費の内容につ 確認をしない。経 について精査を行 余剰金があるの ば、補助金を減額 が本来の姿である。</p>	<p>妊婦のH I V検査 に21年度から市 成村が実施する妊 がよる妊婦の健康 項目の基本的な 市町村へ交付 ら市町村へ交付 措置されている。 妊婦H I V母 感染防止事業に いは、妊婦健康 の基本検査と なつた。</p>	<p>事業廃止。よ 平成21年度 平り事業実 制の変更。 (国から市 村へ交付)</p>	<p>妊婦H I V母子感染防 止事業については、市 実施する妊婦健康診 本検査項目にH I V 導入されたことから、 21年度より廃止とな 今後、同様な事業を 実施する場合は、民 の医療機関と民間・ 実質的な受取額が異 いよう、事前に医師 ける事務手数料や医 における検査1件 実検査料を調査する。</p>	<p>福祉保健 部健康 増進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>＜妊婦H I V母子感染防 止事業＞ 沖縄県は医師会が まとめて提出する に基づき補助金 るが、申請件数 個別にチェック ない。 診療報酬の不正 ある昨今チェック 体制にする必要 る。受診票を 合、同時にカル 入するはずだ 機関が不正を行 しないだろうと 明を受けたが、 テをチェックす 県及び医師会 問題があると思</p>	<p>妊婦のH I V検査 に21年度から市 成村が実施する妊 がよる妊婦の健康 項目の基本的な 市町村へ交付 ら市町村へ交付 措置されている。 妊婦H I V母 感染防止事業に いは、妊婦健康 の基本検査と なつた。</p>	<p>事業廃止。よ 平成21年度 平り事業実 制の変更。 (国から市 村へ交付)</p>	<p>妊婦H I V母子感染防 止事業については、市 実施する妊婦健康診 本検査項目にH I V 導入されたことから、 21年度より廃止とな 今後、同様な補助 実施する場合は、医 提出する申請書の ではなく、各医療 ける受診票やその い、チェック体制 を強化する。</p>	<p>福祉保健 部健康 増進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>＜海外事務所運営事業補 助金＞ (1)海外事務所のあり 建物の利用状況が に悪い(客室8室、 2室)。 スペースが有効利 れておらず、今後 事務所のあり方 べき。海外事務所 も、コストとの関 事業効果を客観</p>	<p>○福建沖繩友好 館について移行 向に検討中。 ○事業効果の設 は他県の状況 たい。 ○収支に関する エック体制 ては十分考 きたい。</p>	<p>措置はとら れない。 公表 「検討して いきたい」 慮している 「回避・組 防衛の役 業ばかり。 実質的には 外部第三 よる</p>	<p>福建・沖繩友好 館管理部分 理運営方式 管理運営方 してきたが、 民間管理運 を決定した 月に福建・ 縄県管理部 を行き、平 移りし、会 用を図って れ</p>	<p>商工労働 部産業 策課</p>

				また、事業計画書や事業報告書を毎年度提出することなど、県の監督を受けることとなる。	
監査意見	<p>〈(財) 沖縄県産業振興公社〉 (6)過去における県の指導監督状況はどうであったか。 公社は、過去30年間にわたり、人件費等管理部門の経費のほぼ全額を貸与事業の収益で賄ってきた。そのため、本来引当処理すべき貸与事業に係る不良債権処理を行わずに、先送りしてきた。このような不適切な処理や、公社の財務状況が問題になったことから、平成16年3月に抜本的な財政再建計画を策定し、実行してきた。以上の経緯を振り返ると、次のような問題点がわかった。</p>		この項目につき、全く回答がない。	公社運営の適正管理については、所管課による定期的な指導監督を行う立場であることと認めない。	労働政策課 商工部 産業課
監査意見	<p>(6)過去における県の指導監督状況はどうであったか。 ①県の指導監督実態はどうか。 沖縄県の所管課は、平成15年度の県監査委員(財政的援助団体の指導)により、財政再建計画も財政再建計画も組み、本来、沖縄県監査委員の指導を待たず、把握を随時行い、状況を講ずるべきで、過去の経過をこの間、議論・判断されなかった。役員が当然ながら、その実態を把握すべきであるが、公社の運営には、公社自身の管理を求め、趣旨を求む。しかし、過去には、そのような役割を担って、指導監督の場であった。その結果、本が遅れたため、財政的支援を行って、公社自身も</p>	<p>具体的な経営改善策として、平成20年度に中期経営計画を策定して、社員意識改革や能力向上に努め、改善に努めている。</p>	措置はなされていない、と評価する。公表もしていない、と評価する。過去の取組の反省が感じられない。問題点に対して、一般的な回答をみるのを避ける(沖縄県でも、行政の姿勢なら問題。)		

<p>域を出ない構造になつて いる。このような状況で は、外郭団体も県も経営 責任が極めてあいまいに なり、今回のケースのよ うに、損失の先送りが何 年も継続し、抜本的な改 善がおくれるという事態 に陥ることになる。 したがって、後は、 公社等外郭団体の運営は、 県の基本方針にしたが い、自主的な運営を基本 とし、財政支援は真に必 要な場合に限るとする に、外郭団体の側もでき るだけ効率的で効果的な 事業実施に努める必要が ある。そのためには、事 業効果等の実績について 積極的に情報公開し、外 郭団体がなぜその事業を 実施していく必要がある かを十分に説明する必 要がある。</p>		
--	--	--

〈財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点〉

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査結果	<p>(財) 沖縄女性財団の事業縮小と、その存在意義を再検討すべきである。</p>	<p>監査の指摘は、同財団の事業縮小とその存在意義の再検討である。 その趣旨は、同財団の設立目的である男女共同参画のための活動内容は現実的に乏しく、平成22年度事業を見ると財団存続のために男女共同参画を拡大解釈して事業内容を広げており、設立目的に合致しない事業は廃止すべきというものである。 しかし、男女共同参画社会の実現に当たっては、家庭、職場、地域等社会全体のあらゆる分野において、県、市町村、県民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に取り組み、互いに連携協力しながら展開していくことが重要である。 例として掲げているDV被害者支援事業については、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることから、その根絶に向けた取り組みは、国の第三次男女共同参画計画の策定においても改めて強調している視点として掲げられ、また、沖縄県男女共同参画計画(後期)においても重点的に取り組む事項として位置づけられていることから、実施すべき事業として県から同財団へ委託している事業である。 また、パソコン教室については、現在社会で生活していく上で、その技能が求められるものであり、女性が経済的に自立する上で必要である。しかしながら、職業訓練としてのパソコン講座は受講要件が厳しいこともあり、同財団は、パソコンに触れる機会が無い女性が気軽に聞かれるよう自主事業として広く呼びかけ実施している。 以上のことから、県としては、同財団が平成22年度に実施した事業のうち県から委託したDV被害者支援事業については、男女共同参画社会の形成に資する事業であり、適当であると考えことから、同財団の事業を縮小する必要はないと判断している。 また、同財団が実施する自主事業の縮小及び存在意義の再検討については、同財団が自ら判断すべきものとする。</p>	環境生活 部平和・ 男女共同 参画課
監査意見	<p>ハコ物「ていする」の廃止、民間売却等を、独立の第三者委員会を設置して検討すべきである。</p>	<p>監査の意見は、ハコ物「ていする」(沖縄県男女共同参画センターのこと。以下「センター」という。)の廃止、民間売却等を独立の第三者委員会を設置して検討すべきであるとしている。 その理由は、稼働状況が47.7%と低く、利用の内容が施設の設置目的である男女共同参画に資する内容ではないからとしている。 センターについては、男女共同参画社会の実現に資する活用を促進するため、平成24年12月から開始予定の第三期指定管理から、施設の設置目的に資する利用の予約開始時</p>	環境生活 部平和・ 男女共同 参画課

		<p>期を通常より3ヶ月早く設定するとともに、指定管理者の選定にあたっては、センターの設置目的を十分理解し、男女共同参画推進の拠点としてのセンターの効用を最大限に発揮させる提案をした団体を選定することとしている。</p> <p>県としては、センターの本来の利用を推進する方策の検討を行いながら、引き続き、男女共同参画社会の形成のための拠点施設として活用していくことが適当と考えている。</p>	
<p>－平成23年度包括外部監査報告にかかる分－</p>			
指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>〈沖縄県の雇用問題について〉</p> <p>沖縄県は、15歳の就業者として統計上姿を現す以前の沖縄の子ども達の現状、「子どもの貧困」と雇用および所得との関係について専門家の助けも借りて全県的、包括的な調査を早急に行う必要がある。このような事業は沖縄県にしかできない。</p>	<p>母子家庭の母を含む就職困難者について、その実態の把握と課題の抽出、県内支援機関の支援実態や有識者からの意見聴取を含む調査を平成24年10月1日から開始したところである。</p>	商工労働部 雇用政策課
監査意見	<p>〈沖縄県の雇用問題について〉</p> <p>新しい取り組みは当然のことながら10年、20年の長期スパンで行われることになる。また、複雑な問題系であり各位相における情報を外部から取り込む必要があるため、部局横断的な取り組みとならざるを得ない。</p>	<p>現在実施している事業の多くは「沖縄21世紀ビジョン実施計画」に基づき、10年後の姿を設定してその数値目標達成に資するよう遂行している。また、各事業については産業・雇用拡大に関する部局連携会議において互いの連携を行い、部局横断的な取り組みを既に行っている。</p>	商工労働部 雇用政策課
監査意見	<p>〈沖縄県の雇用問題について〉</p> <p>「みんなでグッジョブ運動」というある種牧歌的なイメージのネーミングについても再考する余地があるかもしれない。</p>	<p>監査意見は「みんなでグッジョブ運動」の名称について、再考を促している。その意図は、県内の雇用を巡る情勢の厳しさを県民に広く知らしめるため、ある種牧歌的に聞こえる名称を、県民の危機意識を喚起し共有するようなものに改めるよう求めるものと理解している。</p> <p>しかし、みんなでグッジョブ運動は行政のみならず県民が一丸となって沖縄県の産業と雇用を拡大することを目指して推進する県民運動であり、雇用問題を解決する直接の役割を担ってはいないこと、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動」及び「みんなでグッジョブ運動」の名称は平成19年以来一貫して使用され、県民にも一定程度浸透していることから名称を変更することは予定していない。</p>	商工労働部 雇用政策課
監査意見	<p>〈沖縄型ニューツーリズム形成促進事業〉</p> <p>実際行われている業務はパンフレットやプロモーション活動が主となっており、他事業で行われていることで代替できるものである。</p>	<p>監査の意見は、経済的合理性から他業務又は民間事業との差異を明確にした上で、事業内容についての検討を求めている。</p> <p>ロングステイツーリズム推進事業におけるパンフレットやプロモーション活動については、新たな旅行形態の創出及び沖縄観光ブランドの形成という目的に特化した形での展開を行っている。テーマ性が高い事業であるため、他事業において一般的な観光情報をプロモーションする展開とは差別化を図っているところである。</p> <p>また、民間事業者においてもロングステイツーリズムの商品を取り扱っている事業者はあるが、県の役割は民間事業者が行う個別商品のプロモーションではなく、沖縄全体でのロングステイツーリズムの市場形成を図ることが目的である。</p> <p>さらに、体験型プログラムの開発等の着地型メニューの掘り起こしを重点的にすべきであるとの提案であるが、着地型メニューの掘り起こしは他事業で実施されていることから、ロングステイツーリズム推進事業においては、これらの取組ではカバーできない市場形成に特化したプロモーションを実施しているところである。</p>	文化観光部 スポーツ観光振興課
監査意見	<p>〈沖縄型ニューツーリズム形成促進事業〉</p> <p>民間旅行代理店で行われている業務との差異が明確ではなかった。体験型プログラムの開発等の着地型メニューの掘り起こしを重点にすべきである。</p>	<p>商品を取り扱っている事業者はあるが、県の役割は民間事業者が行う個別商品のプロモーションではなく、沖縄全体でのロングステイツーリズムの市場形成を図ることが目的である。</p> <p>さらに、体験型プログラムの開発等の着地型メニューの掘り起こしを重点的にすべきであるとの提案であるが、着地型メニューの掘り起こしは他事業で実施されていることから、ロングステイツーリズム推進事業においては、これらの取組ではカバーできない市場形成に特化したプロモーションを実施しているところである。</p>	文化観光部 スポーツ観光振興課
監査意見	<p>〈観光誘致対策事業〉</p> <p>事業の効果が明確な数値基準によりされているとはいえない。主に入域観光客数をもとにした評価方法であった。多様な評価方法を検討する必</p>	<p>当事業は、デジタルおきなわ計画において設定された数値目標達成のため実施されており、主たる数値目標である入域観光客数をもとに評価することが最も適当である。</p> <p>なお、県と当事業の委託先であるOCVBとの間において、定期的に行う連絡会議の中で事業の執行状況をお互い把握するとともに、効果測定についても報告及び意見交換</p>	文化観光部 観光振興課

		力も得ながら、出前学習の設置等実施に向けて検討していく。	
監査意見	<p>〈ジュニアスタディツアー事業〉 広報面もテコ入れをする必要があると思われる。担当課ではFaceBookを活用した方法を考慮している様ではあるが、県内にも周知されていない可能性がある。</p>	<p>県内において当該事業が周知されておらず、広報面でのテコ入れが必要であるとの指摘であるが、現状の予算及び必要性を考慮しても可能な限り対象者に対して周知しており、広報は十分であると認識している。 参加者募集時の広報として、県内では教育庁を通して各学校へ情報提供や広報誌での募集、海外では海外沖縄県人会へ募集依頼をしているが、24年度は両者とも参加者枠を超える応募者があった。また、実施時には県ホームページへの掲載及びマスコミへの情報提供等を行っている。 ただ、今後は県広報番組や広報誌での特集など活用できる広報ツールを最大限に利用し、さらに他の交流事業と連携した広報を行うなど、効果的な広報に努めたい。</p>	文化観光スポーツ交流推進課
監査意見	<p>〈沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業〉 伝統文化を意識的に産業化し、流通市場に乗せるという困難性のある事業であるが、事業の成果等の数量的測定手法が確立しやすい事業なので、投資効果には今後十分に配慮する必要がある。</p>	<p>事業の実施にあたっては、県内コンテンツ事業者等を対象に、コンテンツ制作プランのブラッシュアップやプランの実現に向けたアライアンスの形成促進、県外・海外市場を見据えた販路開拓、知財戦略の構築、制作資金と工程の管理ノウハウの蓄積など、ハンズオン支援を実施することで、プロデューサーの育成、県内コンテンツ関連事業者のビジネススキル向上を図っている。 また、投資の判断にあたっては、市場性、制作能力、計画妥当性、企業信用性、地域経済への貢献度を総合的に勘案している。</p>	文化観光スポーツ文化振興課
監査意見	<p>〈インターンシップ拡大強化事業〉 平成20年度の特異要因は除いても、県外派遣事業が、同時期においても実施されていることを考慮すると、これらの派遣事業が、最終的な県外就職者の増加にはほとんど寄与していないと解釈する方が合理的であると思われる。</p>	<p>監査意見は、本事業が成果を上げていないと指摘しており、その理由として、沖縄県から県外への就職者が平成16年度から平成20年度にかけて減少していることを挙げている。 しかし、本事業は前身事業を含め昭和50年代から実施されていることから、ここ数年県外就職者が減少したことからは必ずしも本事業が成果を上げていないという分析にはつながらないものと考えている。むしろ、県外からの高校生向け求人が平成20年度の2,431人から翌年度は1,111人と半分以上に落ち込んだ中においても高校生の県外就職者が951人から719人と2割強の減少にとどまり、かつインターンシップ参加者が一定の県外就職を成し遂げていることは、本事業が成果を上げている証であると考えている。</p>	商工労働部雇用政策課
監査意見	<p>〈インターンシップ拡大強化事業〉 県外派遣事業については、派遣者数の増加もさることながら、これら派遣者の県外就職に対する意識啓発に伴い、県外就職者が増加するという結果を残すことが最終的な目標であることから、事業実施の効果としては不十分とざるを得ない。</p>	<p>インターンシップを含めた高校生の県外就職を目的とした事業については、県、教育庁、沖縄労働局、各高校等で組織する「沖縄県高校生県外就職意識啓発協議会」においてその内容を示しており、その中で寄せられた要望や改善提案に基づき事業内容について随時修正等を行っている。</p>	商工労働部雇用政策課
監査意見	<p>〈インターンシップ拡大強化事業〉 この観察結果は実施した事業の結果についてのフィードバック情報の一つである。事業の評価は自己評価で終わらせるのではなく、このような外部情報と関連づけて当該部局以外の第三者が本来は事業の評価を行っていく必要がある。</p>		
監査意見	<p>〈インターンシップ拡大強化事業〉 しかし、県外就職はしたものの、短期間で離職し、沖縄へ戻ってくる若年者層が多いことも課題となっており、こうした複合的な要因により、失業率悪化を招いている。雇用問題は複合的な状況が絡み合っており、やはりピア・レビュー等により部局横断的に問題を把握する組織としての</p>		

	<p>体制が必要である。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈地域巡回マッチングプログラム事業〉 当該事業実施の目的は、雇用のマッチングの促進を図ることにあるが、事業実施により、何名が就職に結びついたかの確認はしていない。事業の実施結果についてこのような外部からのフィードバック情報を入手し、次のサイクルに活用する。これが本来のPDCAサイクルであると考え</p>	<p>今年度は、本事業の実施結果として、参加求人企業とその企業ブースに着席した求職者のマッチング数等を集計することとした。これらの結果をもとに、今後の開催回数、時期、場所、職種等について変更を加えていく。</p>	<p>商工労働 雇用政 策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈工芸二次加工技術高度化促進事業〉 当該事業は、二次加工製品のブランド化をはかり、いわば沖縄の経済発展に寄与する効果が期待されているものであるが、クリアしなければならぬ課題も多くあり、一朝一夕では実現は難しいと思われる。 伝統工芸品を活用した二次加工製品のブランド化に成功している事例もあるようであることから、これらの先進事例も参考にしながら、進めていく必要があると考える。</p>	<p>京都、石川県は伝統工芸の多様性があり、海外展開、古い技術の再現などの取り組みを進めている。本事業の中では、当該の取り組みに実績のあるデザイン開発アドバイザー（大阪府）を招聘し、県として助言を受けると共に、各工芸産地において二次加工製品開発指導を実施した。 これを更に推し進める方策として、本年度（平成24年度）においても同事業で登用したアドバイザーからブランド化の指導を受けているところである。</p>	<p>商工労働 商工振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈工芸二次加工技術高度化促進事業〉 事業実施に当たっては、短期的な視点と中長期的に進めていくべき両面があり、これを考慮した戦略の策定も欠かせないと思われる。</p>	<p>中長期的な視点における工芸産業の振興については、沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づく「沖縄県伝統工芸産業振興計画」を中長期的な「戦略」として位置づけ、概ね5年を計画期間として、これまでに7次におたる計画を策定している。県では、同計画に基づき、各種の事業の立案と実施に取り組んでいるところである。 短期的な視点においては、同計画の施策のうち、重要性や緊急性などが高く、優先的に取り組むべき内容として、二次加工技術者の育成、工芸ソフト資源の活用について事業として実施している。</p>	<p>商工労働 商工振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈工芸二次加工技術高度化促進事業〉 技術者の養成ができて、マーケティング戦略がおろそかになれば、事業の目的が達成されないものであるから、この面を今後どのように効果的に実施していくか、検討が必要である。</p>	<p>上記のとおり、県では、工芸産業振興に関する総合的な計画である「沖縄県伝統工芸産業振興計画」を作成し、技術者の養成、製品開発への支援、販路の開拓、マーケティング力の向上などに取り組んでいるところである。工芸事業者等へのマーケティング支援としては、別途「工芸製品新ニーズモデル創出事業」により、製品開発プランのブラッシュアップや新製品開発の先進地視察、展示会への出展等の事業を実施しているところである。 本事業の中では工芸産地組合及び事業所とデザイナーとのマッチングに取り組んだほか、本年度（平成24年度）においても、事業者独自による（八重山ミンサー、琉球絣産地など）による商品開発が実施されている。 工芸センターとしては、マーケティングについては喫緊の課題と位置づけ、引き続き事業者の要望に応じたきめ細かい個別支援を行っていくこととしている。</p>	<p>商工労働 商工振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈工芸二次加工技術高度化促進事業〉 現状では当該事業はスタートしたばかりであり、何らかのフィードバック情報を入手するのは難しいかもしれないが、少なくとも別部局のレビューを受けて外部からの視点で評価を行う必要がある。</p>	<p>23年度（最終年度）に工芸事業者と県外アドバイザー2名からの評価を受けたほか、オブザーバーとして経済産業省による事業推進会議を開催し評価を受けた。また文化観光スポーツ部の博物館の学芸員からも同事業に対する助言を受けた。</p>	<p>商工労働 商工振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈ワンストップ型雇用相談窓口設置事業〉 この事業については、ふるさと雇用再生特別基金が充</p>	<p>平成24年3月に、沖縄県、沖縄労働局、沖縄県経営者協会、連合沖縄の4社により沖縄県雇用対策推進協議会を立ち上げたところであり、雇用施策については労使及び他行政機関の意見を踏まえつつ、施策に反映させる。</p>	<p>商工労働 雇用政 策課</p>

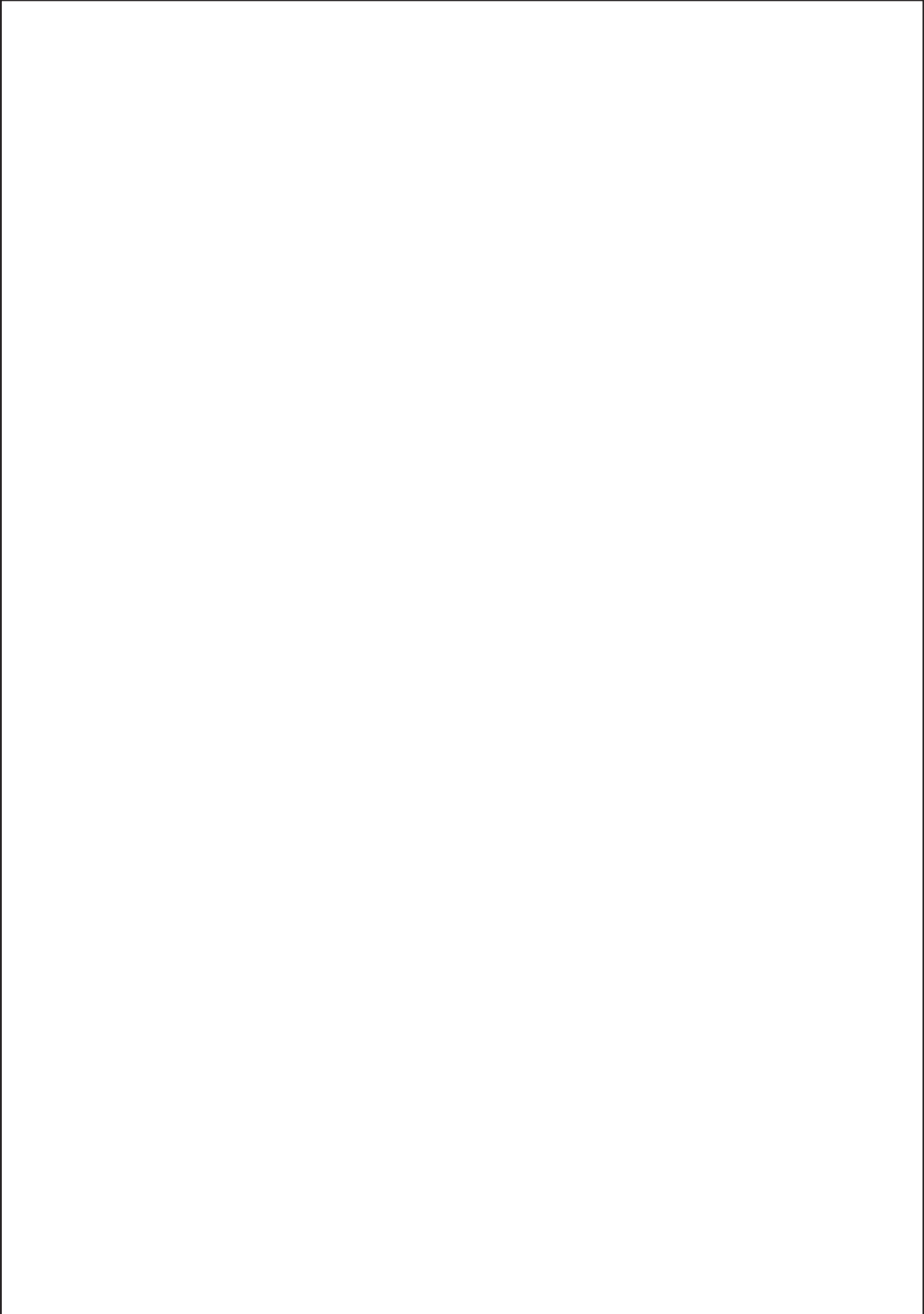
	<p>されており、基金充当の条件が、新規雇用を行うこととなっていることから、相談窓口スタッフとして2名を採用している。事業は始まったばかりであるが、情報のフィードバックについてはやはり第三者による客観的な評価を行う必要がある。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈物産振興対策事業〉 ①随意契約について 当該事業については、事業開始以来、継続して同社に対して随意契約にて委託している。随意契約の理由としては、同社の実績や業務に精通していることを掲げている。 長期間随意契約により業務を継続すれば、実績もあがり、業務のノウハウも蓄積されていくのは当然であり、1社のみの実績等は随意契約の理由として論理的に納得できるものではない。当該事業をより効果的かつ効率的に実施するため、少なくとも入札の機会を設ける等検討が必要である。</p>	<p>監査の意見は、本事業の委託契約について入札の機会を設ける等、随意契約の見直しを求めている。その趣旨は、本事業の効果的かつ効率的な実施には入札の機会を設ける等の検討が必要であること、加えて随意契約理由を物産公社の実績等にのみ求めるだけでは不十分ということである。 本事業で実施している物産展等の目的は、県産品の「商品の定番化」、すなわち安定的に流通に乗せることにある。したがって、本事業の担い手としては、物産展の企画はもちろんのこと、県外・海外での卸売機能及びアンテナショップを持つとともに、大手流通・小売業者との強力なネットワークを有し、継続・反復して県産品を県外市場へ供給できる能力・体制を有することが求められる。(株)沖縄物産公社は、県産品流通の最大手であり、食品から工芸品に至るまで多種多様な品目を取り扱っている。零細な企業が多数の県産品メーカーが個々で取引をすることが難しい県外大手量販店等ともすでに取引があり、本事業の担い手としてもっとも適切であると考えている。 また、百貨店等での物産展開催にあたっては、6ヶ月以上前から調整に入ることに加え、これまでの開催実績や取引上の信頼関係に基づいて交渉がなされることが多い。本事業の委託契約先を公募によって決定するということは、百貨店等から見れば毎年交渉相手が変わる可能性があることになり、その場合、これまで継続してきた首都圏・関西圏はじめ各地方の主要百貨店等での物産展の開催自体が危うくなり、事業目的を達せられない可能性がある。加えて、本県物産展のほとんどが夏季に集中することを鑑みると、準備期間の面でも困難が生じる。 したがって、本事業の効果的かつ効率的な実施のためには、今後とも物産公社との随意契約が適当であると考えている。</p>	<p>商工労働部 商工振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈物産振興対策事業〉 ②事業の効果について 事業の効果については、県産品の県外出荷高にどのよう貢献しているかの観点から情報も入手する必要がある。従来と同様な方法で事業を実施していくのは工夫が足りない。</p>	<p>監査の意見は、本事業の事業効果の指標について再検討を求めている。その趣旨は、本事業の実施が県産品の県外出荷高の変化に与える影響を、ある程度明確な数値として把握すべきということである。 しかしながら、県産品の県外出荷額については、品目・流通経路ともに多様であり、統計的に正確な捕捉が難しい。そこで、県産品を扱っている企業の売上高等がおおよそその目安となるが、通常、品目別の売上等、詳細な数値については、企業の内部情報に属し、入手することが困難である。沖縄県物産公社は県産品商流の最大手である上に、また県が株主であるため、小売・卸ともに売上高等の正確な数値を入手できる唯一の企業である。 したがって、これらの数値が事業効果の目安となり得ると考えている。</p>	<p>商工労働部 商工振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈物産振興対策事業〉 ③(株)沖縄物産公社と沖縄県の関係について 同社は、県出資割合が、4分の1未満であるが、出資比率は、24.7%で、わずかに25%を下回っているのみであり、また歴代社長は県出身者が占めていることや、県の委託事業の随意契約先でもあること、また、設立の経緯から見ても、県と同社とは密接な関連を有していると考えられることから、要領の対象となる公社等に含めるべきである。</p>	<p>公社等の指導監督要領においては、県の出資がない法人であっても、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する事業を実施する法人は対象となる。 また、同要領においては、県の出資等の額が資本金等の4分の1未満である法人であっても沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき県が職員を派遣する法人は、指導監督の対象としている。 これらの要件は、指導監督の対象範囲を拡大する趣旨で設けられており、今後とも必要であると考えている。</p>	<p>総務部 行政改革推進課</p>

<p>監査意見</p>	<p>〈物産振興対策事業〉 ③(株)沖縄県物産公社と沖縄県の関係について 同社は、県出資割合が、4分の1未満であるが、出資比率は、24.7%で、わずかに25%を下回っているのみであり、また歴代社長は県出身者が占めていることや、県の委託事業の随意契約先でもあること、また、設立の経緯から見ても、県と同社とは密接な関連を有していると考えられることから、要領の対象となる公社等に含めるべきである。</p>	<p>監査の意見は、物産公社を「公社等の指導監督要領」の対象に含めることを検討し、それが難しくれば、同社との随意契約や県OBの社長就任等を見直すことを求めている。その趣旨は、同社を県と密接な関連を有する組織として上記要領の対象に含め、県としての関与を強化するか、それが出来ないのであれば、県内のその他の株式会社同様の自主性をもたせるべきとのことである。 沖縄県物産公社は、民間企業としての機動性と、公社としての公益性を兼ね備えた唯一の法人である。株式の約43%を県・市・公庫が有するものの、約50%以上を県内の中小企業や業界団体が保有し、民間企業としてのガバナンスが十分に機能するしくみとなっている。また、監査意見にある県職員OBの社長就任については、株主総会で選出された役員で構成する取締役会の決定によるもので、それによって公社の自主性が損なわれるものではない。 一方で、県産品の販路拡大や定番化について、国内外の新規市場の開拓等、純粋な民間企業ではリスクが高い場面や、県の施策上、重要な事業においては、県が筆頭株主として出資する公社であるという強みを活かして、県と協働しながら施策を進めていく方針である。例えば国内大手量販店と県との包括的連携協定に基づく「沖縄フェア」を、公社が県と代わって量販店と協働して進めている。零細な企業が多い県産品メーカーでは、通常こうした量販店と個々で取引をすることが難しいが、公社がとりまとめ役となることで、取引の道を拓いている。 したがって、同社については、公社として公益的機能を果たしつつも、現時点で株式会社として十分な自主性を確保しているものと考えられる。</p>	<p>商工労働部 商工振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈物産振興対策事業〉 ③(株)沖縄県物産公社と沖縄県の関係について それができないのであれば、同社との随意契約や県OBの社長就任等を見直す等して、県内のその他の株式会社同様の自主性をもたせるべきである。</p>	<p>公社等の指導監督要領においては、県の出資がない法人であっても、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する事業を実施する法人は対象となる。 また、同要領においては、県の出資等の額が資本金等の4分の1未満である法人であっても沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき県が職員を派遣する法人は、指導監督の対象としている。 これらの要件は、指導監督の対象範囲を拡大する趣旨で設けられており、今後とも必要であると考えている。</p>	<p>総務部 行政改革推進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈物産振興対策事業〉 ③(株)沖縄県物産公社と沖縄県の関係について 県が定める要領も見直しが必要であると思われる。同社でみれば、出資比率は4分の1未満であるが、県の派遣職員がいなかったため要領の2(1)イより対象とならないことになる。一方、同社と県は密接な関係があると思われるが、要領の2(1)ウは、密接な関連があっても出資がない場合は、要領の対象にならないという妙なことになる。つまり、要領の対象となる公社等、定め方に不備があると言わざるを得ない。県の行政改革の方針では、公社等に対する県派遣職員は順次引き上げていくことになっており、職員派遣と公社等の関係は無くなっていくことになっているから、職員派遣要件は削除すべきである。</p>	<p>監査の意見では、(株)沖縄県物産公社は、沖縄県との密接な関係を持ち、当該事業の最終的な契約形態は随意契約となっており、関係当事者間の取引で牽制が働いていないのではないかとの誤解を招く恐れがあるとのことである。 本事業については、企画提案を公募し、提案された企画を評価委員会が評価、事業執行する企業を選定した後、随意契約を行っている状況である。</p>	<p>商工労働部 商工振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈県産品中国大陸市場拡大戦略構築事業〉 先に考察したように(株)沖縄県物産公社は形式的な基準には抵触しないものの、沖縄県との密接な関係を持っている。当該事業の最終的な契約形態は随意契約となっており、関係当事者間の取引で牽制が働いていないのではないかとの誤解を招くおそれがある。</p>	<p>県としては、当事業で支援している企業の現状等、公社からの報告を密にするとともに、公社等との意見交換、補助金採択審査会や出資者総会で報告を受けるなど、定期的な報告会への参加を通してチェック機能の強化を図った。また、研究開発補助金の公募については、HPでの周知</p>	<p>商工労働部 商工振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈おきなわ新作業創出投資事業〉 当該事業は「おきなわ新産業創出投資事業（ベンチャーファンド部門）」は、「おきな</p>	<p>県としては、当事業で支援している企業の現状等、公社からの報告を密にするとともに、公社等との意見交換、補助金採択審査会や出資者総会で報告を受けるなど、定期的な報告会への参加を通してチェック機能の強化を図った。また、研究開発補助金の公募については、HPでの周知</p>	<p>商工労働部 新産業振興課</p>

	<p>わ新産業創出投資事業（研究開発支援部門）」で育成したベンチャー企業、又は、県内外から発掘した有望ベンチャー企業の中から、バイオ、IT、環境関連分野で世界市場をリードする沖縄発企業の創出を図り、沖縄経済の持続的発展に貢献することを目的としている。</p> <p>同種の事業は、(財)沖縄県産業振興公社に委託して、過去から実施されてきているが、県内にて株式公開を果たした企業は皆無である。また、この事業スキームやベンチャー企業が実施している事業内容は専門性が高く、県実施事業の中身について県民が容易に理解し難い。県は、事業の実施等について、同公社にまかせきりにせず、あくまでも委託事業として実施しているわけであるから、その成果にきつて厳しくチェックすべきであり、また実施概要を一般の県民でも理解できる方法で説明していく必要がある。</p>	<p>や応募可能性のある企業への周知を図った。本事業で支援を行った企業の成果や投資の実行についても、記者発表を行うなど、随時メディアを通じて紹介することで、事業の成果について県民への周知を図っている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈子育てママの就職技術力向上支援事業〉</p> <p>総論において考察したように「子どもの貧困」という視点からすると、母子家庭に対する支援の問題は、将来の雇用問題とリンクする潜在的な関係性を持っていることが予想される。すなわち、部局横断的に対処すべき課題である。</p>	<p>現在、産業・雇用拡大に関する部局連携会議や沖縄県雇用対策推進協議会を定期的に開催しているほか、「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」の立ち上げを予定している。これらの場で他部局との連携を強化するとともに施策に対する意見を募り、今後の施策に反映させていく。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈子育てママの就職技術力向上支援事業〉</p> <p>評価については自己評価ではなく、ピア・レビュー等を行い、沖縄県の部局間の連携および組織としての知識の蓄積を図る必要がある。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈雇用戦略プログラム推進事業〉</p> <p>これだけのコストをかけて実施する事業にしては、あまりに事業実績が少ないと思われる。</p>	<p>監査人の意見の意図は、事業実績が少ないため、事業内容について再考すべきというものだと考えられるが、本事業については平成23年度で終了し、施策の内容を平成24年度から再構築し、事業効果を高めるべく新たな枠組みで実施している。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈雇用戦略プログラム推進事業〉</p> <p>コンサルタント派遣事業に関しては、わざわざ派遣する必要があると思われない企業へも派遣している。県としてモデルケースとしての実績づくりのため、必要であったとのことであるが、コンサルタントを派遣するのであれば、真に必要としている企業への派遣を実施すべきである。</p>	<p>監査意見は、本事業の細事業として実施した「企業人材活性化プログラム」について、真に必要としている企業へコンサルタントを派遣すべきだとしている。その意図は、コンサルタントを派遣した企業に、従業員数300人以上のいわゆる大企業が含まれていることから、より小規模の企業を対照すべきだということだと理解している。</p> <p>事業の対象となる企業は、たとえば平成23年度は応募企業28社から、有識者等で構成する選定委員会によりモデル企業5社を選定した。結果、本事業の人材活性化支援が入ることにより、社内が大きく変わり、コンサルタント終了後は、自社内で取り組みを継続できる企業が選定され、支援終了後も効果を挙げている。</p> <p>したがって、コンサルタントの派遣先選定は、本事業の目的を達成するために適切であったと考える。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈雇用戦略プログラム推進事業〉</p> <p>事業の内容は「PDCAサ</p>	<p>平成24年3月に、沖縄県、沖縄労働局、沖縄県経営者協会、連合沖縄の4社により沖縄県雇用対策推進協議会を立ち上げたところであり、雇用施策については労使及び他行</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>

	<p>「イクル」を謳っているが、事業の進捗管理自体、総論で考察したところのCheckの段階での自己評価を基本として外部からの視点から評価を行うことが統制機構として内在されていなければならない。ピア・レビューによる制度はやはり導入する必要があると考える。</p>	<p>政機関の意見を踏まえつつ、施策に反映させる。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈離島特産品販売・開発支援事業〉 離島振興を直接的な目的とする事業であるが、より包括的な視点で見た場合、県産品の販売促進やマーケット戦略にかかわる事業と評価でき(24. 農作物マーケティング実践強化事業を参照)、事業の結果から得られるフィードバック情報はマーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきと考える。</p>	<p>本事業は、自己評価に加え、類似した事業を実施している他部局にも、本事業の実績等の情報を提供するとともに本事業への評価を実施してもらった。 また、本事業は平成23年度で終了しているが、次年度以降も他部局と連携を図りながら、事業効果をより向上させることができるよう努めていく。</p>	<p>企画部地域・離島課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄離島戦略的情報発信支援事業〉 県産品の情報発信及びマーケット戦略にかかわる事業と評価でき、事業の結果から得られるフィードバック情報は地域・離島課だけでなく、マーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考える。</p>	<p>本事業は、自己評価に加え、類似した事業を実施している他部局にも、本事業の実績等の情報を提供するとともに本事業への評価を実施してもらった。 また、本事業は平成24年度で終了し、次年度以降は5村で情報発信を継続するが、次年度以降は5村や他部局と連携を密にし、本事業の成果をより高めることができるよう努めていく。</p>	<p>企画部地域・離島課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈離島地域着地型観光推進事業〉 沖縄県の観光戦略にかかわる事業と評価でき、事業の結果から得られるフィードバック情報は地域・離島課だけでなく、マーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考える。</p>	<p>本事業は、自己評価に加え、類似した事業を実施している他部局にも、本事業の実績等の情報を提供するとともに本事業への評価を実施してもらった。 また、本事業は平成23年度で終了しているが、次年度以降も他部局と連携を図りながら、事業効果をより向上させることができるよう努めていく。</p>	<p>企画部地域・離島課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈園芸モデル産地育成緊急対策事業〉 今後長期的に使用運用が可能なかどうか検証し、課題の改善に取り組む、おきなわブランド産地育成マニュアルにしっかりと反映させていくことが重要である。</p>	<p>当該事業は、平成23年度で事業が終了している。 後継事業として園芸拠点産地強化事業を実施しており、その事業実施要領において、ブランド産地成長マニュアルを活用した事業の推進を定めた。</p>	<p>農林水産部園芸振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈園芸モデル産地育成緊急対策事業〉 県は、事業実施主体への管理運営の指導を現状のように市町村に一任し事業報告を受けるという形におわるのではなく、検証過程という事業のフィードバックプロセスにおいても積極的に関与し、事業</p>	<p>当該事業において、事業の実施状況は、市町村、JA、県農業改良普及センター、生産者等で構成する産地協議会において、検証を行いつつ、次年度に向けて対策等を検討していた。 また、市町村からの事業成果報告を受け、指導機関である各普及センター(担当主幹)と連携を図りながら、産地協議会を通して事業の効果及び管理運営等の情報を収集、評価についてフィードバックしてきた。 事業の効率的かつ適正な推進を図るため、各普及センタ</p>	<p>農林水産部園芸振興課</p>

	<p>の成果に関する貴重な情報を収集するべきと考える。</p>	<p>一にブランド産地成長マニュアル活用と産地協議会における活動取組強化の周知を行っている。 今後も、市町村、JA、生産者等の関係機関団体等との密接な連携により、産地育成並びにおきなわブランドの確立に向けて取り組むこととしています。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈県産農産物付加価値向上推進事業〉 民間企業を選定する際の評価項目に見積金額が考慮されていないことについては疑問がある。 経済性の観点からは当然のことながら考慮すべきだったと考える。</p>	<p>監査意見を踏まえ、流通政策課では24年度の当該事業を含め、委託先選定においては、評価項目に見積金額（積算内容）について審査項目に盛り込み、改善を図っているところである。</p>	<p>農林水産部 流通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈県産農産物付加価値向上推進事業〉 評価の問題についてはこれまでの考察と同様の結論である。（評価については自己評価ではなく、ピア・レビュー等を沖縄県の部局間の連携及び組織としての知識の蓄積を図る必要がある）</p>	<p>監査意見を踏まえ、事業終了となる今年度（24年度）末には、当該事業の成果発表会の開催を計画しており、当発表会には他部局関係者及び外部識者等の参加を予定しているところである。</p>	<p>農林水産部 流通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈農作物マーケティング実践強化事業〉 農産物産地情報発信・収集等委託業務の委託先を選定する際の評価項目に見積金額が考慮されていない点は疑問であり、考慮すべきであった。</p>	<p>監査意見を踏まえ、流通政策課では24年度公募事業の委託先選定においては、評価項目に見積金額（積算内容）について審査項目に盛り込み、改善を図っているところである。</p>	<p>農林水産部 流通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈農作物マーケティング実践強化事業〉 今後の関係機関との緊密な連携の仕組み作りの促進の必要性から当該委託先への委託は一定の合理性はあるとしても、業務のすべてを委託することには疑問がある。販促業務の一部については民間法人の活用をすべきであったと考える。これが「参画と責任」である。</p>	<p>監査意見を踏まえ、民間等との役割分担を念頭に、委託業務内容に照らし委託方法や委託先を決定するようにしている。今年度より委託事業では積極的に委託先の公募を行っており、民間法人の持つノウハウ等の活用を図っているところである。</p>	<p>農林水産部 流通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈農作物マーケティング実践強化事業〉 物産振興対策事業や離島特産品等マーケティング支援事業といった事業をそれぞれ商工労働部商工振興課や企画部地域離島課で行っており、担当者、これら事業が農作物マーケティング実践強化事業と県産農産物の振興という点で同じ目的をもった事業であることは認識しているが積極的に情報交換あるいは事業内容についての調整をおこなっていない。 組織として具体的な情報交換の仕組みとして最も導入が容易なのは、やはりピア・レビューであると考えられる。事業の切り口が、農林、商工、離島振興と分かれているが、本質的には沖縄県としてのマーケティングに対する取り組みであり、部局間で情報を共有し、組織としての「知的資産の蓄積」を図る必要がある。</p>	<p>監査意見を踏まえ、他部局とも関連する事業については、事業の成果発表会を設定する等、他部局関係者及び外部識者等の参加を予定しているところである。</p>	<p>農林水産部 流通政策課</p>



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---